

## 大分大学医学部附属病院医師の健康確保措置に関する取扱細則

令和6年3月27日制定  
令和6年医学部附属病院細則第1-7号

### (趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第21号）第20条の2第3項及び国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年規程第27号。以下「労働安全衛生規程」という。）第40条の2第3項並びに大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、医学部附属病院に勤務する職員（医師に限る。）の健康確保を目的として実施される勤務間インターバル、代償休息、休息时间及び面接指導（以下「健康確保措置」という。）に関する取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (実施管理者)

第2条 大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に健康確保措置に関して心身の健康確保に努め、効果的な運用が図られるよう実施管理者を置き、病院長をもって充てる。

### (副実施管理者)

第3条 本院に実施管理者を補佐し、実施管理者に事故があるときは、その職務を代行するため、副実施管理者を置き、病院長が指名する副病院長をもって充てる。

### (勤務間インターバル)

第4条 実施管理者は、対象医師について、勤務シフトを作成する際に次の各号に掲げる勤務間インターバルのいずれかを確保するものとする。ただし、対象医師が労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に定める所管労働基準監督署長の許可（以下「許可」という。）に基づく宿日直勤務を、勤務開始から24時間以内に連続して9時間以上行う場合には、この限りではない。

- (1) 勤務開始から24時間以内に9時間の連続した休息时间
- (2) 勤務開始から46時間以内に18時間の連続した休息时间（15時間を超える勤務が予定されている場合に限る。）

### (代償休息)

第5条 実施管理者は、対象医師について、緊急その他やむを得ない事由により発生した勤務に従事し、前条各号に掲げる勤務間インターバルを確保できなかった場合には、当該勤務間インターバル終了後、当該勤務間インターバル中に勤務した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ速やかに、代償休息を確保するものとする。

### (代償休息の確保)

第6条 実施管理者は、対象医師が国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第32条第8号に規定する職務専念義務免除により代償休息を確保するよう随時指導する。

### (許可に基づく宿日直中の勤務に対する休息)

第7条 実施管理者は、第4条ただし書の場合において、宿日直勤務中に対象医師を勤務させたときは、当該医師について、当該宿日直勤務後、当該宿日直勤務中に勤務した日の属する月の翌月末日までの間に、当該労働の負担の程度に応じ必要な休息时间（以下「休息时间」という。）

を確保するよう配慮するものとする。

(休息時間の確保)

第8条 実施管理者は、休息時間の確保について、次の各号に掲げる方法により随時行う。

- (1) 休憩時間の延長又は追加
- (2) 勤務間インターバルの延長

(代償休息及び休息時間の付与)

第9条 診療科等の長は、当該診療科等に所属する医師について、代償休息及び休息時間を確保する必要性が生じた場合には、当該対象医師について、医学・病院事務部総務課（以下「総務課」という。）へ報告をする。

(面接指導)

第10条 実施管理者は、面接指導対象医師に対し、その指定する医師（以下「面接指導実施医師」という。）による面接指導を行うものとする。

2 面接指導対象医師は、当該面接指導を受けなければならない。

(面接指導実施医師)

第11条 前条に規定する面接指導実施医師は、厚生労働省が定める講習を修了している者とする。

- 2 面接指導を行う面接指導実施医師は、面接指導対象医師の所属する診療科等の管理監督者以外の者とする。
- 3 面接指導実施医師は、労働安全衛生管理規程第12条に規定する産業医に、必要に応じて相談する。
- 4 面接指導対象医師は、面接指導について、産業医（講習を修了している者に限る。）を希望する場合は、総務課に希望する旨を連絡する。

(面接指導の実施方法)

第12条 総務課は、面接指導を実施する事について、面接指導対象医師及び所属長等へ事前に連絡する。

- 2 面接指導対象医師は、別に定める疲労蓄積度自己診断チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）を面接指導までに記載する。
- 3 面接指導実施医師は前項のチェックリストに基づき面接指導を行い、当該結果を別に定める長時間労働医師面接指導結果及び意見書へ記載し実施管理者へ提出する。この場合において、就業上の措置に係る意見があるときは、併せて記載する。

(事後措置)

第13条 実施管理者は、面接指導の結果、就業上の措置が必要な場合は、事業場の産業医へ情報提供を行い、及び連携の上、健康管理に関し必要な措置を講ずるものとする。

- 2 実施管理者は、1月（月の初日から末日までの期間をいう。）の時間外勤務及び休日勤務が155時間を超える面接指導対象医師に対し遅滞なく、勤務時間の短縮のために必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、医師の健康確保措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。